

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都自然公園条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 15 年 3 月 14 日・東京都条例第 35 号

## 1 概要

自然公園法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 29 号）の施行に伴い、所要の改正を行う。

1. 特別地域内における知事の許可を要する行為を追加する（第 12 条）。
2. 都、関係区市町村又は公園管理団体は、都立自然公園内の土地の所有者等と風景地保護協定を締結し、自然の風景地の管理を行うことができる（第 18 条～第 23 条）。
3. 知事は、風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動等を適正かつ確実に行うことのできる公益法人、特定非営利活動法人等を公園管理団体として指定することができる（第 24 条～第 29 条）。
4. 罰金の額を、自然公園法の例にあわせて引き上げる（第 68 条～第 73 条）。

（例）特別地域内での行為制限違反

6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

？ 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

5. 使用料等の上限額を改定する（別表第 2、別表第 3）。

（例）自然公園施設の土地の使用料

1 m<sup>2</sup>当たり月額 61 円 ? 91 円

## 2 施行期日

自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成 15 年 4 月 1 日）

## 3 問い合わせ先

環境局自然環境部緑環境課自然公園係

直通電話 03（5388）3508

都庁内線 42 - 685